

「目黒区自殺対策計画」素案について

1 計画策定の経緯

国は2006年（平成18年）に自殺対策基本法を制定、翌年に自殺対策の取組方針を定めた自殺総合対策大綱を策定し、国を挙げて自殺対策に取り組んできた。その結果、自殺者数は着実に減少しているが、依然として毎年2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万当たりの自殺による死亡率）は主要先進7か国の中で最も高い状況が続いている。

そこで国は、自殺対策の更なる推進を目指して、2016年（平成28年）に「自殺対策基本法」を改正し、全ての都道府県及び市町村に計画の策定を義務づけるとともに、2017年（平成29年）には自殺総合対策大綱の見直しを行った。

本区では、自殺対策基本法に基づき、これまで区民向けの啓発事業やゲートキーパー養成研修などの自殺対策に取り組んできたところであるが、自殺対策基本法の改正を受け、本区のこれまでの取組を発展させる形で、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進するために、平成30年1月政策決定会議にて「目黒区自殺対策計画」を策定することを決定したところである。

計画の策定にあたり、本区の自殺の状況を分析して地域の特性を踏まえつつ、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、素案を取りまとめた。

2 計画策定の概要

(1) 計画の位置付け

2016年（平成28年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定する。

本区の長期計画（基本構想、基本計画）の補助計画として位置付けるとともに、健康増進計画である「健康めぐろ21（平成28～37年度）」や保健・福祉の分野別の具体的な施策を掲げた「目黒区保健医療福祉計画」等の関連計画との整合を図り、施策を推進する。

(2) 計画期間

国は2026年（平成38年）までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めていることから、2019年度（平成31年度）から2026年度（平成38年度）までの8年間とする。なお、自殺総合対策大綱の改定や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする。

(3) 主な内容

すべての市町村が共通して取り組むべき施策として国が定めた「全国共通の施策」と、目黒区の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域特性に基づく施策」の大きく2つの施策とした。

ア 全国共通の施策

- (ア) 地域におけるネットワークの強化
- (イ) 自殺対策を支える人材の育成
- (ウ) 区民への啓発と周知
- (エ) 生きることの促進要因への支援
- (オ) 子ども・若者への支援

イ 地域特性に基づく施策

- (ア) 働き盛り世代に対する支援
- (イ) 自殺未遂者への支援

3 今後の主な予定

平成30年	10月25日	パブリックコメント実施(11月24日まで)
平成31年	1月	政策決定会議へ計画案(案)を付議
	2月	生活福祉委員会へ計画案を報告
	3月	目黒区自殺対策計画策定
		策定後、区報・ホームページ等により周知

以 上